



6 飯監委発第 9 5 号
令和 6 年 1 1 月 2 2 日

請 求 人 様

飯能市監査委員 森 健 二

住民監査請求について(通知)

令和6年9月27日付けで提出された住民監査請求については、下記のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に規定する請求の要件を欠くものであるため、却下することとしたので通知します。

なお、加涌弘貴監査委員については、法第199条の2の規定により除斥しました。

記

1 請求の要旨

飯能市（以下「市」という。）が市有地である阿須山中の土地について、令和6年7月5日に大和リース株式会社東京本店、株式会社BSP、一般社団法人飯能インターナショナル・スポーツアカデミーと土地賃貸借変更契約（以下「変更契約」という。）を締結したことは、民法（明治29年法律第89号）における違反契約であるため契約の破棄を求める。

2 主文

本件請求は法第242条の住民監査請求の要件を欠いており、適法な住民監査請求に該当しないため却下する。

3 理由

(1) 住民監査請求について

法第242条第1項では、「違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によ

って当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。」と規定されている。

そして、住民監査請求の対象に関し、「財務会計上の行為又は怠る事實は、普通地方公共団体に積極消極の損害を与え、ひいては住民全体の利益に反するものでなければならず、違法、不当な事由があるとしても、それが普通地方公共団体に損害をもたらすような関係にはないことが明らかな場合は、住民監査請求の対象にならない。」と解されている（最高裁判所第一小法廷平成6年(行ツ)第97号）。

(2) 本件請求についての検討

請求人は、本件請求において株式会社B S Pがサッカー場等を使用することは民法第612条の転貸に該当し、違法であることから変更契約の破棄を求めている。しかし、請求人は(1)で述べた適法な住民監査請求の要件である市が被る具体的な損害やその可能性について主張していない。請求人から出された事実証明書においても市が被る損害を具体的に示すものではなく、損害について摘示されているとは認められない。また、請求人が主張する民法に反した当該変更契約の締結という財務会計行為が、市に損害を与えるものではない。本件請求は請求人の損害に関する主張等はなく、上述のとおり市に損害をもたらすような関係にはない。

住民監査請求の趣旨は、違法若しくは不当な財務会計行為又は怠る事実により被った市の財産的損害の補填を求めることにあり、行政事務における違法性・不当性の審査を目的とするものではない。具体的な財産的損害の発生とその可能性が認められないことから、法第242条の要件を満たすものではない。

以上のことから本件請求は、法第242条に定める要件を欠いており、適法な住民監査請求に該当しないため却下する。